

豊岡市ロゴマーク使用取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、豊岡市ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、ロゴマークとは、平成30年度から12年間の基本構想の戦略目的・めざすまちの将来像「小さな世界都市ーLocal&Global Cityー」(人口規模は小さくても、ローカルであること、地域固有であることを通じて世界の人々から尊敬され、尊重されるまち)を象徴するものであり、豊岡市の取組みやイメージを市の内外に発信するために、豊岡市が作成したロゴマークをいう。

(ロゴマークの規格)

第3条 ロゴマークの規格は、別添1の豊岡市ロゴマーク仕様書（以下「仕様書」という。）によるものとする。

(ロゴマークの使用)

第4条 ロゴマークは、次に掲げる場合に使用することができる。

- (1) 市が作成する印刷物等（印刷物、ホームページその他市長が認めるものをいう。以下同じ。）及び職員の名刺に使用する場合
- (2) 市が後援又は協賛する事業において作成する印刷物等に使用する場合
- (3) 国又は他の地方公共団体その他公共団体が行う事業において作成する印刷物等に使用する場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特にロゴマークを表示することが必要な印刷物等に使用する場合

(使用の届出)

第5条 前条第2号から第4号までに定める場合において、ロゴマークを使用する者（以下「使用者」という。）は、あらかじめ豊岡市ロゴマーク使用届出書（別記様式。以下「届出書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、届出書が提出されたときは、次の各号に定める条件を満たすことを審査し、その使用を承認するものとする。

- (1) 尊厳と品位を損なうおそれがないこと。
- (2) 政治活動、宗教活動又は売名を目的としていないこと。
- (3) 市が作成したもの若しくは推奨したもの又は市の機関若しくは市の事業と混同し、又は誤解を招くおそれがないこと。

3 前2項にかかげる手続は、オンラインにより行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、使用者がオンラインにより届出する場合は、この要領に定める様式に代えて、同様式と同等の項目を入力する所定のフォームを用

いることができる。

(使用期間)

第6条 ロゴマークの使用期間は、承認の日から起算して1年の範囲内で市長が定める期間とする。

(使用の中止)

第7条 市長は、ロゴマークの使用がこの要領の規定に違反している場合又は届出した内容と実際の使用内容が異なる場合は、使用者に対し、使用の中止を命ずることができるものとする。

2 使用者は、前項の中止を命じられたときはロゴマークの使用をしてはならない。

3 市長は、第1項の使用の中止を命じた場合において、使用者に損害が生じて、市長はその責を負わない。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長公室長が別に定める。

附 則

この要領は、平成30年11月15日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年1月4日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別記様式（第5条関係）

豊岡市ロゴマーク使用届出書

年 月 日

豊岡市長

様

（申請者）

住 所

氏 名

（名称及び代表者名）

豊岡市ロゴマーク使用取扱要領に従い豊岡市ロゴマークを使用することを誓約し、同要領第5条第1項の規定により届出します。

記

1 使用目的

2 使用方法

3 使用期間

年 月 日 ～ 年 月 日

4 使用数量

5 連絡先（担当者、電話番号）

6 その他（図面・見本等を添付）

豊岡市 記入欄	上記届出を承認する。	年 月 日
	使用期間：	年 月 日 ～ 年 月 日